

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：株式会社コノミヤ

(2) 代表者職氏名：代表取締役 芋縄 隆史

(3) 所在地：大阪府大阪市鶴見区今津南一丁目 5 番 32 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (60 件)

(平成 30 年 4 月 2 日認定)

認 1708007215、認 1708007216、認 1708007217、認 1708007218、認 1708007219、  
認 1708007220、認 1708007221、認 1708007222、認 1708007223、認 1708007224、  
認 1708007225、認 1708011124、認 1708011125、認 1708011126、認 1708011127、  
認 1708011128、認 1708011129、認 1708011130、認 1708011131、認 1708011132、  
認 1708011133、認 1708011134、認 1708011135、認 1708011136、認 1708011137、  
認 1708011138、認 1708011139、認 1708011140、認 1708011141、認 1708011142、  
認 1708011143、認 1708011144、認 1708011145、認 1708011146、認 1708011147、  
認 1708011148

(同年 6 月 12 日認定)

認 1808005832、認 1808005833、認 1808005834、認 1808005835、認 1808005836、  
認 1808005837、認 1808005838、認 1808005839、認 1808005840、認 1808005841、  
認 1808005842、認 1808005843、認 1808005844、認 1808005845、認 1808005846、  
認 1808005847、認 1808005848、認 1808005849、認 1808005850、認 1808005851、  
認 1808005852、認 1808005853、認 1808005854、認 1808005855

3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 2 年 1 月 24 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

労働基準法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号 (同法第 10 条第 9 号) に規定する認定の取消事由に該当するため。